別表第３　法律相談の支出基準（第２条関係）

事業区分	援助内容	費用相当分		弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込み）	備考（全て金額は消費税込み。実費相当分として、以下の条件で加算する。）	基準額（消費税込み）	備考（全て金額は消費税込み。以下の条件で加算する。）
各事業における法律相談	法律相談	10,000円	①通訳費用として最初の１時間までは基準額とし、延長10分ごとに1,000円を加算する。 ②通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、１回当たりの上限額は25,000円とする。 ③通訳人の出張が必要な場合は、5,000円を加算する。ただし、5,001円以上の交通費が必要なときは、10,000円を加算する。	5,400円	①最初の30分までは基準額とし、延長30分ごとに5,400円を加算する。 ②１回当たりの上限額は32,400円とする。 ③出張して相談を行う場合（当該弁護士の事務所、当該弁護士所属の弁護士会の会館・会員控室等及び法律相談センターその他常設・臨時設置の法律相談会場、当該弁護士所属の弁護士会の管轄地域内に所在する日本司法支援センターの事務所その他これに準ずる場所を除く。）は、10,800円を加算する。ただし、5,001円以上の交通費が必要なときは、16,200円を加算する。

附　則

第１条及び別表第１から別表第三までの改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第百十八号）中一部改正公告

日本弁護士連合会

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第百十八号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年二月二十一日

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第百十八号）中一部改正

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

援助内容		費用相当分		弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込み）	備考（全て金額は消費税込み。実費（通訳・翻訳費用及び貼付印紙代を含む。）相当分として、次の条件で加算する。）	基準額（消費税込み）	備考（全て金額は消費税込み。以下のとおり加算又は増減を行うことができる。）
法律相談		10,000円	①通訳費用として最初の１時間までは基準額とし、延長10分ごとに1,000円を加算する。 ②通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、１回当たりの上限額は25,000円とする。 ③通訳人の出張が必要な場合は、5,000円を加算する。	10,800円	①基準額は１回当たりとする。 ②入管収容施設、空港・海港施設、刑務所・拘置所・留置場・少年院・少年鑑別所、児童福祉施設その他収容場所で法律相談を行う場合は、21,600円を加算する。
イ　難民認定申請手続（異議申立て手続、仮滞在その他付随する手続を含む。）	第一次申請手続	20,000円 ただし、通訳を要しないときは、5,000円	100,000円を上限とする。	108,000円	①援助の対象となる受任弁護士が２人の場合は216,000円とし、３人以上の場合は324,000円とすることができる。 ②同一事件につき、第一次申請手続に引き続き受任する場合は、54,000円とする。 ③関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。
	異議申立手続	20,000円 ただし、通訳を要しないときは、5,000円	①100,000円を上限とする。 ②関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。	108,000円	
ロ　難民該当性に関する訴訟手続（難民不認定取消し等及び退去強制令書取消し等請求訴訟等）		30,000円	①100,000円を上限とする。 ②関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。	216,000円	①援助の対象となる受任弁護士が２人の場合は432,000円とし、３人以上の場合は648,000円とすることができる。 ②関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。

備考

１　通訳人の基準は、法律相談における通訳費用と同様とする。

２　翻訳費用はＡ４サイズ１枚当たり4,500円（消費税込み）とする。

附　則

別表の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。